

小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の課税対象です

小型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象ではなく、軽自動車税(種別割)の課税対象となります。そのため、小型特殊自動車をお持ちの場合は、ナンバープレートの交付申請が必要です。

小型特殊自動車に交付するナンバープレートは課税標識です

「課税標識」は公道走行を許可するものではありません。公道走行の有無に関わらず、所有していることで軽自動車税(種別割)の課税対象となり、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です(地方税法第443条、由利本荘市税条例第100条)。

新しく取得したものやナンバープレートが付いていない車両がありましたら、由利本荘市役所税務課または各総合支所市民サービス課の窓口でお手続きください。

☆ ナンバープレートの交付申請手続きに必要なもの

譲渡証明書 もしくは 販売証明書

窓口に来られた方の身分確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

車両情報(車名、車台番号、排気量など)が確認できるもの(販売証明書など)

※ ナンバープレートの交付手数料は無料です。

証明書がない場合は
税務課(24-6302)まで
ご連絡ください。

○種別要件

ショベル・ローダや農耕トラクタ等、走行や運搬よりも、作業機械としての使用を目的とする車両が特殊自動車となります。

小型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている車両で「農耕作業用」と「その他のもの」に分類されます。

| 車種 | 小型特殊自動車 | |
|------------------|--|--|
| | 農耕作業用 | その他 |
| 対象車両 | <ul style="list-style-type: none">耕耘機農耕用トラクタ農耕作業用トレーラーキャリアカーコンバイン乗用田植機 など | <ul style="list-style-type: none">ショベル・ローダ除雪車ホイールローダーフォークリフト など |
| 最高速度 | 35km/h未満 | 15km/h以下 |
| 大きさ (長さ・幅・高さ) | 制限なし | 長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下 |
| 税額 | 2,400円 | 5,900円 |

ご不明な点は下記まで
お問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

○軽自動車税(種別割)

税務課 住民税班

TEL 0184-24-6302

○固定資産税(償却資産)

税務課 資産税班

TEL 0184-24-6304